

6 条例第6条第2項第6号の基準

(1) 電車に表示するもの

ア 側面に表示する場合の表示規格は、縦0.45メートル以下、横0.6メートル以下で、側面につき各2個以内であること。

イ 前面及び後面に表示する場合の表示規格は、縦0.41メートル以下、横0.25メートル以下で、前面及び後面につき各1個であること。

(2) 乗合自動車に表示するもの

ア イに掲げるもの以外のもの

(ア) 側面に表示する場合の表示規格は、縦0.6メートル以下、横1.2メートル以下で、側面につき各2個以内であること。

(イ) 後面に表示する場合の表示規格は、縦0.45メートル以下、横1.2メートル以下で、1個であること。

イ 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)の規定に基づく登録を受けた乗合自動車のうちその本抛の位置が他の都道府県又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市、同法第252条の22第1項の中核市若しくは屋外広告物法(昭和24年法律第189号。以下「法」という。)第28条の規定に基づき、法第3条から第5条まで、第7条及び第8条の規定に基づく条例の制定及び改廃に関する事務を処理する景観行政団体(以下「条例制定景観行政団体」という。)の区域内に存するものに表示するもの当該都道府県又は指定都市、中核市若しくは条例制定景観行政団体における屋外広告物に関する条例の規定に従って適法に表示されているものであること。